

平成22年度第1回多治見市介護保険運営審議会

日時：平成22年7月22日（木）

午後1時30分～

場所：多治見市役所 5階全員協議会室

出席者

委員：中西直治委員、田中勇治委員、酒井伸寿委員、山中克仁委員、丹羽誠委員
秋本綾子委員、鈴木均委員、山田享子委員、若尾忠男委員、富田学委員、
長谷川洋子委員、井出美穂委員

事務局：健康福祉部長、高齢福祉課長、佐久間、田中

会議次第

- 1、 委嘱状交付
- 2、 健康福祉部長挨拶
- 3、 会長・副会長の互選
- 4、 議題
 - (1) 平成21年度介護保険事業特別会計決算（案）について
 - (2) 平成21年度介護保険事業状況について
- 5、 その他事項（情報提供）
 - (1) 寝たきりアパートの新聞記事
 - (2) 要介護認定審査会資料
 - (3) 介護老人福祉施設設置事業者選考委員会設置要綱
- 7、 その他

事務局

定刻になりましたが、遅れている委員がおられますので、先に報告連絡事項、その他事項として情報提供を紹介させていただきます。

報告連絡事項

- ・日本一暑い街多治見 民生委員を通じて『熱中症に注意しましょう 知って安心 予防と対処方法』のパンフレットを高齢者へ配布
- ・高齢者のための救急情報キットの配布(ライオンズクラブからの寄付) かかりつけ医、病歴、保険証のコピー、服薬履歴等をプラスチックのキットの中に入れ、冷蔵庫に保管 救急救命の迅速化

事務局

1、寝たきりアパートの新聞記事

多治見市太平町34床 笠原町17床 土岐市や岐阜、愛知県にも所在
在宅として訪問介護と訪問看護、福祉用具レンタル等、全て同じ事業所の利用
毎月要介護5で介護保険上限一杯までの利用、居宅事業所指定は愛知県
『問題点』 主治医の特別指示書(容態急変など緊急、例外的なケースの時に認められる)
の定期的・恒常的な不自然な発行により、2週間の訪問看護を医療保険として適用、また
その間は介護保険も併用し、巨額な公費負担をもたらしている。

東海北陸厚生局の指導で、特別指示書の定期交付は無くなり、現在有料老人ホームの申請中

多治見市としては介護保険法第23条を適用し、居宅介護指定事業者に対してケアプラン等文書の提出、事業内容の照会を以って監視していく。

事務局

今の事例について、他に情報提供とか御意見などございましたら、お願い致します。

委員

5～6年前にもそのような事があったのではないかと耳にしたことがあります。
中津川から多治見まで、東濃地区ではどの位このような施設がありますか？

事務局

アパートとしては、他市に医院が経営しているところがあり、現在指導が入っている状況です。

委員

医療の方は、強い権限を持った個別指導というのがありますが、介護の方はあまり聞いたことが無いですが。胃ろうの人は、施設入所者全体の3人までとか制限を設けていると

ころが多い。しかし、行き場の無い人をどのようにするか
必要悪の部分もあるのですが、胃ろうをして生かすということが、社会全体でもっと大きな面
で考えていけないといけない。

市で行っていただきたいのは、施設内でトラブルがあって、家族が施設に対して苦情を
言う。それが度重なると施設は萎縮して入所を断る。施設のチェックは当然ですが、患
者側の家族も事実を言っているのかどうか、その点もチェックしていただきたい。

委員

利用者にとって入所先が直ぐに決まり、医療系の方が看護してくれる。行政としては、
公費を多く使われ、事業者が潤っていくだけ、何がデメリットになるのか？

事務局

家族の人にも会いましたが、デメリットの部分は見えなくて、皆本当に助かっている
という言葉聞きます。

委員

利用者側から見ると、どうしていけないのかと。ただ制度に照らし合わせた場合の問題
と思いますが

今後、有料老人ホームになると利用者負担が増えるのでは無いか。

委員

その人や家族はそのままで良いかもしれない。もし、施設で看るとしても1人当り、5
0万円以内までだと思います。それが、月に100万円も掛かるといのは異常と言わざ
るを得ない。

しかし、このことを続けて行くと、将来子供たちに負担を押しつけて行くようなもので
す。

委員

行き着くところは、介護保険制度事態が破綻に向かって行くということですか。

委員

そこまで行き着くと思いますね。

委員

新聞で見る限り、利用者が被害を受けたということは無いですよ。むしろ患者家族は、現状に感謝しているということですよ。

事務局

今の日本の社会を考えれば、自分だけが良いか、自分の親だけが良ければという視点ではいけないと思います。

委員

正規のルール、先のことを考え、直して行かなければならないということですよ。

事務局

要介護認定審査について

平成21年から認定審査会が変わりました。新しい基準で審査することになり、今迄は経過措置という形で、介護度を延長していましたが、この4月からは介護度が軽くなるということが出てきています。状態に変化がない方は、24ヶ月の認定が降りていました。要介護5の経管栄養の人は、精神行動障害が無く落ち着いているということで、かえって介護の手間が掛からないから要介護4になるが、何も変化が無いにも拘らず、利用者家族としては、受け入れできないという部分も出てきています。施設に入所していれば、介護給付費という観点では、安くなるということもあります。

しかし、介護の手間・医療的な措置等を勘案し、要介護5に変更になった3つの事例です。

初回の認定では要介護5、本当に良くなられて一時判定で非該当。サービスを利用している人は、使えなくなる。審査会でも多方面から見て審査をするようにしているのが現状です。

事務局

介護老人福祉施設設置事業者選考委員会設置要綱について

介護保険計画事業計画第4期（平成21年～23年）に介護老人福祉施設150床（90床と60床）の増床を予定。今後安定した経営ができる社会福祉事業者を選定するためのもの。

パブリックコメントを募集し、その中で委員を決定させていただいた。

福祉施設の待機者が多い中で、少しでもその待機者解消に繋がるように委員会を策定しているという状況です。

事務局

それでは、会議を進行させていただきます。

この会議は、多治見市情報公開条例第23条により、公開とさせていただきますので、委員のみなさまには確認させていただき、ご協力のほどお願いいたします。

議題に従い、議事を進行させていただきます。第1に委嘱状の交付ですが、時間の都合上、誠に申し訳ございませんが、皆様のお手元に委嘱状の交付をさせていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

事務局

介護保険運営審議会の趣旨説明の実施
(事務局 佐久間 説明)

事務局

本日は第1回ということで、各委員の自己紹介をお願いいたします。

(委員自己紹介)

事務局

会議次第の2、健康福祉部長の挨拶ですが、前の会議が長引いていますので、次に進みたいと思います

事務局

まず初めにお手間を取らせますが、資料、平成21年度多治見市介護保険事業特別会計決算状況(平成20年度比較表)の差し替えをよろしくをお願いいたします。

事務局

それでは、会議次第3、会長・副会長の互選ですが、多治見市介護保険施行規則第9条にありますように、会長・副会長は、委員の互選によって定めることとなっております。皆様に諮りたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

事務局一任

事務局

事務局一任という意見がありましたので、事務局の方から、会長に中西委員を、鈴木委員を副会長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

(拍手)

事務局

中西委員が遅れていますので、副会長の鈴木委員に議事進行をお願いいたします。

副会長

会長の中西委員が到着するまで、私が議事進行を行いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議題に入ります。まず、議題 1 号 平成 21 年度介護保険事業特別会計決算(案)について事務局から提案をお願いいたします。

(事務局 倉橋課長 説明 資料差し替えあり)

副会長

事務局の説明が終わりましたが、平成 21 年度介護保険事業特別会計決算(案)については審議事項となっておりますので、後ほど採決いたしますので、よろしくをお願いいたします。今の説明について、ご意見、質問があればお願いいたします。

委員

居宅サービスが 20 年度と比べるとかなり増えていますが、その根拠となるもの、原因は何でしょうか。

事務局

資料 2 の 6 ページのグラフにありますが、右肩上がりでデイサービス(通所介護)が非常に増えているのがわかります。7 月現在、多治見市では 35 ヶ所のデイサービスがあります。

その次に増えているのが、福祉用具の貸与です。18 年の時に要介護 2 以上でないとベッド等が借りられなくなり、一度は下がりましたが、その後はまた伸びています。その次が、少し横ばいですが、ホームヘルパー(訪問介護)です。

委員

では、その3つの在宅サービスが大幅に増えたことが原因ということですね。

事務局

はい、訪問介護は、あまり増えてはいませんが、他の2つが伸びたということです。

副会長

他に質問はございませんか。

委員

考え方として聞きたいのですが、歳入の部で第1号被保険者の歳入が364万円増加、一方支払い基金交付金の40歳から64歳までの第2号被保険者の歳入が8264万円増加、2号被保険者が減っているにも関わらず大きな増加、1号被保険者が増えているにもかかわらずあまり増えていない。これはどうしてでしょうか。

事務局

1号被保険者は、住民票のあるところに納める。介護保険料として、40歳から64歳の2号被保険者は、あまり自覚は無いですが、自分の加入している医療保険制度の中から介護保険料として、納めていただいています。その保険料を国が運営している支払い基金という所に全国から全て集められます。その集められたものを各市町村に給付費の30%ずつ支払われます。ですから、多治見市としては、給付費が増えているものですから、それに伴い増加しているということです。

副会長

よろしいですか。他ございませんでしょうか。

委員

歳出が、20年度と21年度と比べ、年間2億円ほど増えていますよね。今度の改正が23年ですよね。単純に考えてこのまま増えていくと、多治見市としてしっかり運営できるのかなと思ひまして質問させていただきます。

事務局

介護保険の事業計画は3年毎に区切っていますが、考え方を申し上げますと、初年度は黒字にして、2年目は収支均衡で、3年目は赤字という考え方で、赤字になった部分は介護

給付費準備基金というものがございまして、不足になった部分を取り崩して収支を合わせるといふ考えで、介護保険制度の事業を成り立たせるよう行っております。

事務局

補足ですが、資料90ページにあります標準給付推計の3ですが、21年度～22年度はグループホームが増えたりして2億6千万円の増、23年度は特養150床増え、6億円くらいは増えるとみております。ですから、給付の関係は6億円くらい増加していくのではないかと認識しつつ、基金を取り崩していけるのではないかと考えております。ただ、24年度以降は、予測が立たない状況ですので、またこの審議会に諮らさせていただきたいと思っております。

委員

保険料の滞納について、今の状況を説明してください

事務局

特別徴収という年金が通帳に入る前に年金から天引きするものは、滞納はありません。普通徴収という自主的に納めるものは、毎年収納率が落ちている状況です。年金受給者の場合、年金も非常に少なく介護保険まで手が回らない状況で、市では滞納対策として、税金・国保・水道・介護・中には保育料まで滞納している方について、チームを作り滞納対策をしている状況です。

介護保険所得段階が高い人で、夫婦とも働いている状況にも関わらず滞納している方については、督促・催告等、順を追って行い、それでも支払わない場合は、財政課と協同して差し押さえまでもって行きたいと考えております。

委員

資料2によりますと、折角介護保険料を納めていながら、798名の方が在宅サービス等を使用しておられない。認定を受けながら、なぜ利用されないか？

事務局

認定を受けていても入院していて、医療保険を使っている方や、住宅改修のみを行っている方が見られます。介護保険を使われないにも関わらず、認定をしますと他の方の認定結果が遅れてしまいます。ただ、一度認定を受けた人は、その認定が無しになってしまうことが非常に不安であると、せめて認定だけ持っておきたいといふことを言われます。

認定審査には人と時間が掛かりますので、使われない方にはなるべく更新を避けていた

だくよう、窓口ではお願いしております。

新規申請の方で、認定を受けたがどうやってサービスを使ったら良いかと聞かれることがあります。そのような方には、地域包括支援センターの説明や、要介護認定のときに保険証と一緒にサービス事業者の電話番号を入れさせていただき、どうやってサービスに繋がっていくかということで、情報提供をしている状況でございます。

委員の言われるように、皆様が折角納めている保険料を有効利用しないといけないので、事務局としては真摯に受け止め、今後も努力していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員

資料2の3ページを見ますと、年々認定者が増えているのがわかります。基金が減ってきているにも関わらず介護者が増えています。みんなで納めた保険料ですから、市の方も地域毎に民生委員を通じて、有効に利用していただけたらなと思います。以上です。

副会長

他、ございませんか

副会長

では、ただ今審議しました平成21年度決算について採決いたします。
賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

副会長

全員一致ということで、この案について諮問のとおり答申したいと思います。

副会長

それでは、次の議題に入りたいと思います。

(議長を会長に交代)

会長

平成21年度介護保険事業状況について、事務局から提案をお願いします。

事務局

(事務局 佐久間 資料2について説明)

会長

事務局の説明が終わりましたが、平成21年度介護保険事業状況について、後ほど採決いたしますので、よろしくお願いいたします。

今の提案について、ご意見、ご質問があればお願いします。

委員

介護保険料というのは、使用した施設が請求する時、その市に請求しますよね。多治見市の人が他市で利用しても多治見市に請求は来ますよね。先ほどの説明の中で、介護保険料基準額が市によって、高低がありましたが、単に人口の比率の差という訳ではないようですね。その市に居宅系サービス等の事業者が多ければ、サービスを受ける機会が増えてそれが影響していることが多いでしょうか。小さな市がやたら安いという気がしましたが。

事務局

高齢化率が高いところ、岐阜県で言えば北の方は、介護保険料は高いですし、地域に施設が少なければ、本来なら毎日使いたいが、週1回のみしか使えない。そういうところは介護保険料が安くなるかもしれない。給付費との問題があり、分析をしていないので全体的にはそんなイメージですが。

会長

多治見市としては岐阜県下の平均として、事業者・施設の数はどうですか。多い方ですか。

事務局

多い方ですね。他の市に行くと。多治見市に行ったらどうかという話を良く聞きます。施設やデイの話でもこういう話を良く聞きます。

会長

施設の数は東濃地区でみるのですか。

事務局

県の計画は3年に1回作りますが、県内でもバランスを考慮し、東濃地区でのバランス

も考慮します。施設の設置場所は東濃地区全体で検討します。

会長

では、東濃地区にこれだけあるから、もう要らないとかそういうことになる訳ですね。足りないから、造ろうと思ってももう出来ないということですね。

他に何かありますか

委員

特養の現在の待ち状態はどうでしょうか。

要介護度が高いと優先ということを聞きますが、では要介護3の人が随分前から申し込んでいても入ることが出来ないのでしょうか。順番は、今どうなっているのでしょうか。

事務局

ちょうど施設の方が見えますので、どのような状況かよろしくお願ひいたします。

委員

入所希望者は、400人待ちとか言われていますが、複数の施設に入所を申し込んでおり、2股3股を掛けているのが現状であります。真水で待っている状況の方を優先しております。真水と例えたのは、家族の体制とか家庭環境と色々考えて、どうしてもこの方は、居宅で介護するのは無理であると判断できること。

もうひとつは、真水といった方へ順番が来たら電話をしますが、その時に今頃電話してきて何だと言われ、もう亡くなったと言われたり、とりあえず申し込んでおいただけと言われたりします。そのため、10本以上電話をしてやっと入所が決まるということを繰り返しております。物凄い労力です。3年以上も経つと家庭の事情が変わったり、他の施設に入居したりで、そういう中で入所者を探すのは大変なことです。

会長

それでは、ただいま審議しました平成21年度介護保険事業状況について採決します賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

ありがとうございました。この案について諮問のとおり答申したいと思います。

事務局

その他事項は、済んでいますので、前後いたしました健康福祉部長から挨拶をお願いいたします

健康福祉部長

その他事項でもございましたが、介護保険制度の中で予期できないことが起きています。第4期が始まってゆっくりしていた状況とと思っていましたが、今年度調査して来年度の今頃は、第5期に向かってしっかり審議していなければと思います。皆様においては、引き続き審議会の委員としてご尽力くださり、市としては情報提供をさせていただきますので、今後ともよろしく願いいたします。

本日はご苦勞様でした。

会長

それでは長くなりましたが、本日はありがとうございました。次回もまたよろしく願いいたします。これにて閉会とさせていただきます。